

子育て世帯を応援します！



西予市若年出産世帯応援事業

概要	経済的理由で出産を諦めることがないよう、育児に要する経費の一部を助成し、子どもを持ちたい夫婦等を支援する。
対象世帯	令和5年4月2日以降に出産した乳児を養育していること 誕生日が令和5年4月2日から令和6年3月31日の場合 →夫婦共に年齢が満29歳以下 誕生日が令和6年4月1日から令和7年3月31日の場合 →夫婦共に年齢が満35歳以下
対象経費	● 育児用品購入費（以下参照） ● 時短・省エネ家電購入費（以下参照）
対象期間	対象乳児の誕生日が令和5年4月2日から令和6年3月31日の場合→ 誕生日から1歳に達する日の前日まで 対象乳児の誕生日が令和6年4月1日から令和7年3月31日の場合→ 母子健康手帳交付日から令和7年3月31日まで
補助限度額	20万円（新生児1人当たりの上限） ※前年度に補助金を受給した世帯は、補助限度額から前年度に受給した補助金を差し引いて得た金額を限度とする

【育児用品】

- ・ 授乳関連商品（粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等）
- ・ 衛生用品（紙おむつ（当該出生児童が第一子の場合に限る。）、おしりふき、ベビークリーム等）
- ・ 外出用品（チャイルドシート、ベビーカー等）
- ・ ベビーベッド、幼児用玩具、絵本等

【時短・省エネ家電】

(1) 時短家電購入費

- 家事の負担軽減につながるもの
 - ・ 洗濯乾燥機、洗濯機
 - ・ 掃除機
 - ・ 食器洗い乾燥機
 - ・ 調理家電（オーブンレンジ（トースター）、炊飯器、自動調理器（電気圧力鍋、電動ポット等）、フードプロセッサー）

(2) 省エネ家電購入費

- 統一省エネラベル2つ星以上の製品
 - ・ 電気冷蔵庫(冷凍庫含む)
 - ・ エアコン(新基準(目標年度2027)での評価点とする)
 - ・ 照明器具
 - ・ 温水機器

対象製品確認用QRコード



※資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に掲載された製品に限る。

(3) その他市長が適当と認めるもの

【提出書類】

- (1) 西予市若年出産世帯応援事業補助金交付申請書(兼請求書)
- (2) 補助対象経費に係る領収書の原本（商品名、購入日等の記載があるもの。）
- (3) 製造番号（型番）が確認できる納品書・保証書やカタログなど
 - ※時短・省エネ家電商品
- (4) 振込口座が確認できる申請者名義の通帳及びキャッシュカードの写し
- (5) 母子手帳
- (6) その他市長が必要とみとめるもの
- (7) レシートが複数枚にわたる場合は、金額の一覧表を作成するなど、ご協力ください

◎ 領収書は原本の添付となります。

※ただし、特段の事情があって原本を添付できない場合は、理由を記載のうえ申出書を提出いただき、確認によりコピーでも可とします。
原則として領収書は返還できませんので、必要に応じ請求者で事前にコピーを取ってください。

【申請期限】

令和7年2月28日（金）

※期限までに申請ができない場合はご相談ください



【問合せ先】

西予市福祉事務所子育て支援課 給付支援係 0894-62-6551